

プラスチック資源の再商品化に関し
市と連携して取り組む事業者の募集要項

令和6年10月
静岡市環境局
ごみ減量推進課

<目次>

1. 募集の背景	1
2. 募集の目的	1
3. 事業概要	1
4. 応募条件	2
5. 事業者選定の流れ	3
6. 参加意向書について	4
7. 質問受付及び回答方法について	4
8. 参加申込について	5
9. 企画提案書の提出について	5
10. 企画提案書及び見積書について	6
11. 審査及び審査項目について	7
12. 失格条件	7
13. 注意事項	8
14. 問合せ先	8

1. 募集の背景

静岡市（以下「本市」という。）は、プラスチックごみの処理に関して、プラスチックの性質（比重、排出の状況）や再商品化技術、近隣の処理施設の立地状況などに鑑み、環境面、経済面、社会面を総合的に勘案し、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装及びプラスチック製品（以下「プラスチック資源」という。）については分別回収を行わず、本市清掃工場において焼却・熔融処理を行ってきました。

その一方で、地球温暖化・カーボンニュートラルへの対応が世界的な喫緊の課題となっており、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が施行されました。プラスチック資源循環促進法では、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源の循環等に関する取組を促進することとしています。その中でも、地方公共団体の責務として「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されたところです。

このようにプラスチックの資源循環に関する取組は加速しており、本市においても、これまでのプラスチック資源の処理方法を改め、プラスチック資源の再商品化を実現するため、「プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集（以下「本募集」という。）」を実施することとしました。

2. 募集の目的

本募集の目的は、本市におけるプラスチック資源の再商品化を実現するため、事業者の優れたノウハウを活かした一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を行った事業者を最優秀提案者として選定することにあります。なお、「プラスチック資源の再商品化に関し市と連携して取り組む事業者の募集要項（以下「本要項」という。）」における再商品化とはプラスチック資源循環促進法に規定する再商品化と同義とします。

最優秀提案者は、本市とプラスチック資源の再商品化の実現に向けた連携協定（以下「連携協定」という。）を締結し、連携協定及び本募集の提案内容に基づき、プラスチック資源の再商品化の実現に向けて本市と連携して事業を推進します。

3. 事業概要

（1）事業内容

本市が市民から収集したプラスチック資源を、原則としてプラスチック資源循環促進法第33条に基づき、再商品化を実施するものとします。詳細は別紙「仕様書」にて定めます。

(2) 事業スケジュール

内 容	スケジュール	備 考
募集要項等の公開	令和6年10月21日（月）	市ホームページ上で公開します。
質問受付期限及び参加 意向書送付期限	令和6年11月25日（月）17時	詳細は「要項6、7」記載のとおり
質問への回答の公開	令和6年11月29日（金）17時	期限までに市ホームページ上で公開します。
公募参加申込期限	令和6年12月13日（金）17時	詳細は「要項8」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	令和6年12月27日（金）17時	詳細は「要項9」記載のとおり
ヒアリング審査	令和7年1月14日(火) ～1月17日(金)	詳細は「要項11」記載のとおり
辞退届期限	令和7年1月22日（水）17時	詳細は「要項13（1）」記載のとおり
審査結果の通知	令和7年1月31日（金）	ヒアリング審査の参加者へ電子メールにて通知します。また、同日に市ホームページにて最優秀提案者のみ事業者名及び所在地を公開いたします。
連携協定の締結	両者協議終了後	連携協定の内容は「(資料) プラスチックに係る資源循環の促進に関する協定書案」を基本案としますが、詳細は最優秀提案者と協議のうえ決定します。

4. 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、プラスチック資源の再商品化事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業・団体の共同体）とします。なお、「再商品化事業を行う能力」とは、企画提案書提出時点（評価時点）で施設、許可等を有していなくても、計画上、実施までにこれらを見込めるのであれば、応募資格を満たすと判断します。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定してください。また、各構成員は本募集に関する2以上のグループの構成員になることはできません。応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は原則として認めません。

ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループ構成員全員がこれらの要件を満たす必要があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本募集を開始した日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

オ 消費税及び地方消費税並びに静岡市税（静岡市に納税義務がある場合に限る。）の滞納がないこと。

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第2号に定める基準に適合していること。

5. 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認

応募者の応募資格要件を確認し、要項8並びに要項9に示す提出書類及び要項11に示すヒアリング審査により、要項5（2）に示す最優秀提案者の選定を行います。

(2) 最優秀提案者の選定

プラスチックの再商品化に係る事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の中から最優秀提案を1件選定し、最優秀提案をした者は最優秀提案者となります。

(3) 協定の締結

最優秀提案者は、連携協定の内容に係る協議を実施し、本市と連携協定を締結します。

(4) 協定締結後の詳細協議

本市と最優秀提案者は、締結した連携協定に基づき、本市におけるプラスチック資源の再商品化の計画等を作成するための詳細を協議します。当該計画に基づき、業者選定等の必要な手続を執るものとします。

6. 参加意向書について

本募集に参加する意向がある場合は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加意向書【様式1】

イ 構成員名簿【様式5】(グループで参加する場合のみ)

***グループで参加する場合、アの書類は代表者名で作成のうえ、イの書類を提出してください。**

(2) 提出部数

各1部ずつ

(3) 提出先

「要項14 問合せ先」宛てに電子メールで提出してください。

(4) 提出期限

令和6年11月25日(月)17時までに提出してください。

(5) 注意事項

参加意向書を提出後でも、「参加申込書【様式3】」を提出しない場合は、本募集に参加することはできません。

7. 質問受付及び回答方法について

本募集の内容等について不明な点がある場合は、「質問書【様式2】」に記載のうえ、次のとおり提出してください。なお、質問書は「参加意向書【様式1】」の提出後、受け付けます。

(1) 提出先

「要項14 問合せ先」宛てに電子メールで提出してください。電話及びファックスでの提出は受け付けません。また、メールのタイトルは「プラスチック資源再商品化募集 質問書(事業者名)」としてください。

(2) 提出期限

令和6年11月25日(月)17時までに提出してください。

(3) 回答方法

令和6年11月29日(金)17時までに提出された質問に対する回答を市ホームページ上で公開いたします。その際は、事業者名を伏せたうえで、提出された「質問書【様式2】」の「質問事項」を転記し、それに対して回答することとします。このため、「質問事項」は公開される前提で作成してください。

8. 参加申込について

本募集に参加する場合は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式3】

イ 会社概要書（パンフレット等）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）

エ 貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・個別注記表・株主資本等変動計算書の写し（直近3年分）

オ 納税証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）

・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書（令和4年度及び令和5年度分）

***グループで参加する場合、アの書類は代表者名で作成のうえ、イ～オの書類についてはグループ全員分を提出してください。**

*グループで参加する場合で、「要項6 参加意向書【様式1】」を提出後に構成員が変更（追加）となった場合は、構成員名簿【様式5】を再提出してください。

(2) 提出部数

各1部ずつ

(3) 提出期限

令和6年12月13日（金）17時までに提出してください。

(4) 提出先

「要項14 問合せ先」宛てに郵送又は持参してください（郵送の場合は書留郵便に限る。）。

9. 企画提案書の提出について

本募集の審査を受けるためには、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式は自由とします。必要事項など詳細は「要項10」記載のとおり）

イ 見積書【様式4】

ウ 事業予定地の権利関係がわかる資料（登記など）

（*事業予定地が提出時点で決まっていない場合は不要）

(2) 提出部数

正本1部、副本2部、電子媒体（CD-R）を提出してください。なお、電子媒体のファイル形式はPDFと元データ（docx, xlsx, pptxなど）の両方を提出してください。また、電子媒体のデータは全体にわたって、事業者名が特定できないようにしてください。

(3) 提出期限

令和6年12月27日（金）17時までに提出してください。

(4) 提出方法

「要項14 問合せ先」宛てに郵送又は持参してください（郵送の場合は書留郵便に限る。）。

10. 企画提案書及び見積書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載してください。なお、記載に当たっては、別紙「仕様書」、「評価基準」を参考としてください。

(2) 書式等

- ア 用紙サイズはA4判を基本とし、それを超えるものはA4判の大きさに折り曲げてください。
- イ 企画提案書のページ数に制限はありませんが、ヒアリング審査での説明時間（30分以内）で説明できるように要点を整理した内容とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮を行ってください。
- ウ ファイルに綴じるなど、散逸しない形としてください。
- エ 企画提案書の提出は1者につき1提案としてください。
- オ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

(3) その他

- ア 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- イ 提出書類は返却しません。
- ウ 一度提出した書類の変更は認めません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。
- エ 提出書類作成等のために本市から入手した資料等がある場合は、本市の了承なく利用及び公表することはできません。
- オ 本市は選定手続きに必要な範囲において、提出書類を複製することがあります。
- カ 提出書類は本募集の目的以外に使用しません。また、提出書類は原則非公開とします。

11. 審査及び審査項目について

(1) ヒアリング審査について

ア 開催日

令和7年1月14日(火)～1月17日(金)の期間でヒアリング審査を実施します。
詳細な日時は別途通知します。

イ 開催場所

ヒアリング審査は静岡市役所庁舎内での実施を予定していますが、詳細な場所は別途通知します。

ウ 審査方法等

(ア) 審査委員会の審査員によって、応募者から企画提案等のヒアリングを行い、審査します。

(イ) 審査は別紙「評価基準」に基づいて評価を行い、要項5(2)に示す「最優秀提案者」を選定します。

(ウ) 応募者が1者であっても本募集は成立しますが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満の場合は、最優秀提案者として選定しません。

(エ) 審査会は非公開とします。

エ 説明方法等

(ア) 説明方法は、提出期限までに提出した企画提案書及び企画提案書に基づいたパワーポイント等を用いて説明してください。ただし、当日資料や発言内容などは、事業者名が特定できないようにしてください。

(イ) 説明時間については30分以内、その後の質疑応答は20分程度とします。

(ウ) モニター、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは本市が用意します。なお、映像入力端子はHDMIのみとなるので留意してください。

(エ) ヒアリング審査内容は非公開とします。

(2) 審査結果

ア 審査結果の通知

令和7年1月31日(金)までに参加者全員に電子メールで通知します。

イ 審査結果の公表

最優秀提案者のみ事業者名及び所在地を本市ホームページにて公開します。また、審査結果等についての問合せには回答しません。

12. 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

(1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

(2) ヒアリング審査に参加しなかった場合

(3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(4) その他、本要項に示された条件に適合しない場合

13. 注意事項

- (1) 参加申請書類等を提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を「要項 14 問合せ先」へ令和7年1月22日（水）17時までに電子メールで提出してください。
なお、辞退届を提出した場合においては、これを理由として、以後、何ら不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) この要項に定めることのほか、必要な事項が生じた場合には、本市と協議の上、これを定めます。

14. 問合せ先

窓口：静岡市環境局ごみ減量推進課企画係

住所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1075

電子メール：gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp